

日ノ川団地 宅地分譲のお知らせ



募集に関して

1. 申込資格

自ら居住する住宅、店舗併用住宅又は社宅を建築するために宅地が必要な方で、中土佐町に定住する意思があり、分譲契約締結後3年以内に住宅の建築完成ができる方。

2. 申込先

中土佐町役場 まちづくり課 (☎0889-52-2365)
(土、日、祭日を除く午前8時30分～午後5時15分)

3. 購入予定者の選定方法

申込後、上記申込先にて必要書類を受理した**先着順**で仮決定させていただきます。

4. その他

日ノ川団地の概要や申請に必要な書類の配布場所等の詳細は裏面に記載しています。

No.	分譲地	坪	m ²	価格(円)
②	中土佐町久礼1708-10	61.35	202.80	4,076,000
③	中土佐町久礼1708-12・1723-4	61.35	202.82	4,076,000
④	交渉中			00

住宅取得に活用できる補助金150万円があります。対象となるかはお問い合わせ下さい。

日ノ川団地の特徴

本団地は町が「移住・定住施策」の一環として、久礼地区長沢に整備を行い、令和3年3月末に造成が完成しました。隣接する敷地には8戸の町営住宅が併設されています。

高台に整備された役場、消防の公共機関や、保育所、小、中学校の教育機関、スーパーマーケットやコンビニエンスストアといった商業施設や久礼地区の医療機関まで2Km圏内、また、高知自動車道中土佐ICまで約1.7Kmと、日ごろの暮らしや町外への通勤にも非常に利便性が高い地域に立地しています。

防災面では、高知県が公表している南海トラフ地震の最大クラスの地震による津波浸水想定で、浸水深1.0m以下のエリアに立地しておりますが、宅地造成に際し前述の想定による浸水を回避できるように**地盤高をかさ上げしています。**

また、海岸線から直線距離で約1.5キロ離れており、地区に津波が到達するまでの時間は40～60分と想定されていることから、地震発生の後、県道等の浸水区域外への避難に十分な時間の確保が可能です。

申込に必要な書類

申し込みに必要な書類は次のとおりです。

- (1) 日ノ川団地 分譲宅地購入申込書
- (2) 暴力団員等でない誓約書及び同意書
(居住予定者全員の氏名が記載されたもの)
- (3) 住民票の写し(居住予定者の全員のもの)
- (4) 居住地市町村の完納証明書(居住予定者全員のもの)
- (5) 源泉徴収票又は所得証明書
(全ての居住予定者の総収入額を証する書類)

※課税されていない方は非課税証明書を提出すること。

- (6) 印鑑証明書(申込者のもの)

※公的機関の発行する各種証明書は交付の日から2カ月以内のものを添付してください。

※申込者本人以外が提出を行う場合、委任状を添えて提出してください。

※法人の場合、申込書類が異なります。【日ノ川団地 宅地分譲募集要領】7Pの「申し込みに必要な書類」をご確認ください。

重 要

上記は分譲宅地の売買に関する詳細を定めた【日ノ川団地 宅地分譲募集要領】から抜粋しております。
申込を行う際は、募集要領をご確認のうえ、購入予定者となった後の辞退がないよう十分ご検討のうえお申込み下さい。

団地の概要

- 「都市計画」 都市計画区域内
- 「建築確認」 建築基準法第6条第1項第4号不要区域
- 「用途地域」 指定の無い区域
- 「市街化区域・市街化調整区域・非線引きの別」 非線引き
- 「地区計画」 指定無し
- 「建ぺい率/容積率」 60パーセント/200パーセント
- 「道路斜線勾配/隣地斜線勾配」 1.5/2.5
- 「建築物の高さ制限」 敷地地盤高から10m以下
- 「施設」 区画内道路平均幅 6m
- 「海拔」 13.5m
- 「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」 区域外
- 「設備」 電気：各電力会社 ガス：プロパンガス
水道：簡易水道(宅地内引込済み)
雨水：区画内道路側溝へ処理
汚水、家庭用雑排水：戸別設置の合併浄化槽にて各戸処理

申込に関して

中土佐町役場の下記の場所で申込に必要な書類を配布しています。

- ・まちづくり課 総合企画係 ☎0889-52-2365 (問合せ先)
- ・大野見振興局 地域振興課 ☎0889-57-2021
- ・上ノ加江支所 ☎0889-54-0311

※申込書類は中土佐町役場ホームページの「【好評分譲中!!】日ノ川団地 分譲宅地」ページからダウンロードすることもできます。

申込手続きは基本的に持参によりお願いします。

やむを得ず、郵送による申込をする場合や、12時から13時の時間帯に持参を希望する場合等は、事前にまちづくり課(☎0889-52-2365)まで電話連絡をお願いします。